

令和4年度 事業評価シート

基本情報		所属名	障害福祉課		
事業名称	障害者住宅改造費補助金				
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する規則 船橋市重度障害者等住宅改造費の助成に関する要綱				
事業開始年月日	平成10年3月31日	最終制度改正年月日	平成30年12月3日		
事業目的 (実現・達成したいこと)	重度障害者等のために住宅の改造をしようとする者に対し、当該住宅の改造をするのに要する費用を助成することにより、重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。				
事業概要 (誰に、何を、どうするか)	重度心身障害者のために浴室やトイレ等住宅の改造をした場合にその費用の一部を助成する。また、1人1度限りの利用である。なお、住宅整備資金貸付事業と併給可。ただし、介護保険に該当する者は当該制度の住宅改造資金の助成制度が優先となる。				
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	平成10年4月1日より事業を開始。				
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	平成19年3月 助成要件における生計中心者の市民税額及び県民税額の合算額を「20万円」から「32万円」に変更。				
事業内容	対象者	内容(要件・単価・限度額・サービス内容など)			
	【支給要件】 ・身体障害者手帳1, 2級または療育手帳OA～Aの2を所持 ・船橋市内に1年以上居住し住民票がある ・住民税32万円以下	【対象となる改造】 ・浴室、トイレ、玄関、台所、廊下、居室の改造(主に段差解消等のバリアフリー工事が対象) ・簡易スロープ、手すり、リフト、階段昇降機、簡易移替機、便座昇降機、風呂昇降機の設置 【助成額】 上限50万円 住民税非課税世帯: 工事費実費分 住民税32万円以下の課税世帯: 工事費の2分の1			

事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位:千円)	当初予算額	2,795	2,881	2,849	2,574
	うち一般財源	2,795	2,881	2,849	2,574
	決算(見込)額	985	3,873	2,303	-
対象者数・ 交付件数など	決定件数(単位:件)	3	9	6	-

交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合)名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

業務量

繁忙期	無し				
業務頻度 (年1回・月1回など)	申請は2か月に1回程度。1申請につき、住宅の現場確認を要する。				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	0.9 人工	0.0 人工	0.0 人工	0.0 人工
	従事者数	3 人	0 人	0 人	0 人

※ 職員1人の労働力=1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載例】従事者数:2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	障害福祉課
事業名称	障害者住宅改造費補助金

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	千葉市、松戸市、市川市、浦安市は同様の制度を設けているが、柏市、八千代市、習志野市には制度がない。	千葉市、松戸市、市川市、浦安市の動向には特に注視する。
2	同一所属での類似・重複	—	—
3	他所属との類似・重複	—	—
4			

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目		課題	今後の方向性
1	他市比較	—	—
2	同一所属での類似・重複	<ul style="list-style-type: none"> ・実施背景が不明であり、なぜ始めたのかが分からない。 ・この事業は平成10年から市単独事業（上限50万円）として開始しているが、平成18年に日常生活用具の住宅改修（上限20万円）が創設されたものの、市単独事業の見直しはされなかった。 ・コロナ禍を理由に、この事業については住宅の現場確認を写真確認に改めており、一部審査業務が簡素化されている。 	日常生活用具の住宅改修制度との手続きの違いを精査し、申請書や審査の省略化だけでなく、デジタル化や簡素化による業務の効率化を検討する。
3	他所属との類似・重複	この事業以外に、住宅改修費の支給（介護保険課）・高齢者住宅改造資金の助成（高齢者福祉課）・住宅バリアフリー化等支援事業（住宅政策課）・日常生活用具費の支給（障害福祉課）があり、高齢者や軽度障害者などに対しては、他の事業を案内しなければならないことがある。	この事業以外に、住環境整備資金の助成に関する相談・申請窓口が3か所に分かれているため、案内フローを活用しながら、それぞれの制度間で市民の混乱を生まないように工夫する。
4			

取組状況

※令和4年度評価結果に対する各年度の取組状況を記載しています

所属名		障害福祉課			
事業名称		障害者住宅改造費補助金			
項目	状況	令和5年度状況	令和6年度状況	令和7年度状況	
1	他市比較	継続 引き続き他市の動向を注視する。	-	-	
2	同一所属での類似・重複	継続 類似事業との違いを抽出し簡素化が可能な事務について検討した。近隣市の事務フローを参考とするために複数の市へ調査を行い、その結果を踏まえて当市の事務フローを再確認したところ、障害福祉課で行う類似事業の住宅改修とは必要書類や支給要件が大きく異なり、申請者の状況と必要となる工事が多岐にわたることから支給審査に時間がかかる点が挙げられた。改善策として支給審査時の書類確認等をより効率化するため、工事の必要性を判断する際の統一的な基準やそれに基づいた審査システムの考案などを念頭に置いて、事務マニュアルの整備をしていく方針を決定した。	-	-	
3	他所属との類似・重複	継続 事業ごとの担当課については令和2年度に関係各課で協議のうえ作成された案内フローを活用し、一次受付をした課から適切な課を案内している。運用の見直しのため、近隣市における市民への案内方法について複数の市へ調査を行い、その結果を踏まえて現在の運用の再確認を行った。障害福祉課以外が申請窓口になる事業は、障害の有無や年齢などによって容易に担当課が判別できる場合が多く、従来案内フローで十分対応できているため変更は不要という結論となった。一方で、障害福祉課で行う住宅改修については対象要件等に本事業と重複する部分があり、市民にとってはそれぞれの違いが分かりづらい状況と言えるため、現在市民への案内文として活用している書類を見直し、必要に応じて作り替える方針を決定した。	-	-	
4		-	-	-	